

○ 財務省告示第二百三十一号
平成二十八年七月十五日第五条第十一項の規則(平成十一年大蔵省令第六号)施行規則(平成十一年大蔵省令第六号)による告示する。
國庫短期財務証券大臣(第六百十八回)麻生太郎

行 二 令
二 条 平成二十八年七月十一日
政 府 第六号
資 金 第五条
調 達 第二百三十一号
事 務 取 扱
規 则
規 定
基 づ き
年 大 藏 省
月 四 日 告 示
年 八 月 四 日 告 示
年 十 一 月 十 一 日 に 発 行 し た 政 府 に 基 づ き 年 大 藏 省
日 期 記
之 が 事 務 取 扱 規 则 は 平 成 十 一 年 大 藏 省 令 第 六 号 に 依 る。
之 が 事 務 取 扱 規 则 は 平 成 十 一 年 大 藏 省 令 第 六 号 に 依 る。

四 用 振
發 行 方 法 の 適
用 振 替 法 の 適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「振成十三年法律第七十五条」へ競争は受けれるもとの振替法」といふ。競争して行としる。その規定

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ		
額 最	払	發	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入	
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
千 万 円	万 三 一 三 円 千 万 兆 百 七 千 四 千 九 十 四 百 六 百 二 億 円 十 二 三 千 億 四 千 百 五 八 百 十 五 六 十	額 八 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 三 三 千 兆 百 千 四 八 十 百 億 円 五 五 十 九 億	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 . I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九		
払 者	入 場	元 金	償 還	償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	振 替 単 位
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 札	債 格	札 市	行 發	
日 期	加 参	払 支	額 金	限 期	債 第	競 參	市 發	競 価	
日 期	加 加	払 額		發 競	I	加 場	行 爭	格 日	
平 成 二 十 八 年 七 月 十 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円 に つ 。そ が 月 一 期 一 百 円 業 業 日 に	額 面 金 額 を き 支 金 額 と 、十 九 年 、期 一 月 十 行 一 翌 休 業 業 日 に	償 還 金 額 と 、十 九 年 、期 一 月 十 行 一 翌 休 業 業 日 に	當 た し と 、十 九 年 、期 一 月 十 行 一 翌 休 業 業 日 に	平 成 大 額 上 額 百 百 圓 に れ ぞ れ き 百 百 圓 十 九 錢	九 厘 面 金 額 上 額 百 百 圓 に れ ぞ れ き 百 百 圓 十 九 錢	九 厘 面 金 額 上 額 百 百 圓 に れ ぞ れ き 百 百 圓 十 九 錢	平 成 大 額 上 額 百 百 圓 に れ ぞ れ き 百 百 圓 十 九 錢

の記定金録に額はよるに、るによる最振低替も額口の面座と金簿